

令和4年度

第2回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時 令和5年1月23日

開催場所 議会棟第一委員会室

- 1 招 集 日 時 令和5年1月23日（月）午後7時00分開会
- 2 招 集 場 所 議会棟 第一委員会室
- 3 出 席 委 員 石川浩之委員 磯邊久男委員 佐藤昭宏委員  
鈴木浩委員 林正裕委員 玉村容子委員  
松下世津子委員 茂木和之委員
- 4 欠 席 委 員 佐宗由紀子委員 牧則子委員
- 5 出席事務局職員 三澤健康福祉部長 本庄国保年金課長  
海老原副参事 野口課長補佐  
山本主任 黒江主任 岩井主任主事
- 6 公開／非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0名
- 8 会議に関する事項
  - 一 開 会
    - 1 資料確認
  - 二 議事
    - 1 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
    - 2 その他
  - 三 閉会

## 目 次

### 一 開 会

1. 資料確認 . . . . . 3

### 二 議 事

1. 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について . . . . . 4
2. その他 . . . . . 13

### 三 閉 会

午後6時53分開会

## 一 開 会

○事務局 定刻より早いですが、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、遅い時間に御出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして御理解と御協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます野口です。どうぞよろしくお願いいたします。

これより令和4年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

我孫子市国民健康保険条例施行規則第8条の規定で、本会議は委員の半数以上の出席をもって成立となります。本日は10名の委員のうち8名の出席がございますので、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

今回お集まりいただきましたのは、「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」につきまして、委員の皆様にお報告、御説明するとともに、御意見を頂きたいと考えております。また、こちらは諮問案件となりますので、十分御審議いただき、御意見を頂けますようお願いいたします。本日は何とぞよろしくお願いいたします。

## 資料確認

○事務局 次に、会議を始めるに当たり、本日の資料を確認させていただきます。

初めに、先日、委員の皆様にお配りした資料といたしまして、資料 No.1 「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」。

次に、本日、机の上に配付しました資料として、協議資料ではありませんが、「会議次第」、「席次表」、「令和4年度我孫子市国民健康保険事業概要（令和3年度実績）」を配付させていただきましたので御確認をお願いします。

資料のない方がいらっしゃいましたら事務局で用意しておりますので、お申し出ください。——よろしいでしょうか。

なお、本日は我孫子市社会福祉協議会の牧様、公立学校共済組合の佐宗様の2名が欠席との連絡がございました。以上につきまして御報告させていただきます。

開会に当たりまして、健康福祉部長の三澤から挨拶させていただきます。

○部長 皆さん、こんばんは。お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。また、事前に皆さんには、担当の職員から御説明の時間を取らせていただいて大変ありがとうございました。

今回、この運営協議会の中では、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を皆さんに御審議していただき、税率改定がありますので、この諮問機関を経て3月の議会に上程をしたいと考えております。実際にどの程度上がるのかですとか、細かいところにつきましても皆さんから御意見を頂いて、我々も十分にそこはお答えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは議事に移ります。

我孫子市国民健康保険施行規則第6条により、会議の議長は会長が当たることになっております。これより会長に議事進行をお願いいたします。

## 二 議 事

### 1. 我孫子市健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

○会長 ただいま事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより令和4年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

早速ですが、次第に沿って議事を進めたいと思います。ぜひ会議が円滑に行えますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、議題1「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局 保険税系の黒江です。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、資料 No.1「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」の1ページをお開きください。

#### 1. 我孫子市における国民健康保険の財政調整基金の状況

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付することで、保険給付に必要な費用を全額、都道府県から保険給付費等交付金が支給される制度改革が行われました。

我孫子市では、1ページ下段の表で示していますとおり、毎年、被保険者数が減少傾向にあります。そちらに伴い収入源である保険税納付額等も減少傾向にあります。しかし、千葉県に支払う国保事業費納付金などの支出額が収入額を上回る状況が続いていました。令和3年度に税率改定を行いました。不足分を賄うことはできず、令和4年度までは財政調整基金から補填することで対応していましたが、財政調整基金残高も減少し、このままでは国保事業費納付金を納めるのが困難な状況となってきました。令和5年度見込みでは、基金も底をつき約4億円の不足額が計上される想定となっております。

国保事業費納付金が納められない場合、市は県の財政安定基金から貸付けを受けることはできますが、翌々年度以降に県に償還することが必要となります。

また、赤字解消計画を作成し、千葉県へ提出し、解消に向けた取組を実施する必要があります。

2ページをお開きください。

## 2. 国保財源の確保に向けた検討

財政調整基金残高が減少している状況の中、国保財源の確保には税率の見直し、または法定外繰入等を行うことが考えられますが、平成29年12月の千葉県国民健康保険運営方針で財政運営に係る基本的な考え方の取組として、「市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定すること。」としています。

また、「決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。」としております。

以上のことから、法定外繰入については、国保に加入していない方に自身の税金や社会保険等の保険料を払っているが、さらに国保の負担をお願いすることにもつながりかねないため、法定外繰入を行うのはやむを得ない場合に限るものとし、医療費の適正化や保健事業の実施及び税率の見直し等により国保財源の確保について検討します。

### (1) 保険税率の状況

我孫子市の保険税率については、千葉県への国保事業費納付金を徴収するために必要と

なる標準保険料率を参考にして、令和3年度に税率改定を行いました。しかし、歳入増となっても国保事業費納付金の不足分を十分に賄うことはできず、さらなる保険税の改定についても検討しておりましたが、財政調整基金や次年度への繰越金等を活用することで、国保財政を運営することができていました。

3ページをお開きください。

#### (2) 近隣市の保険料（税）率の状況

下の表は「東葛国保」の資料から近隣市の過去5年間の料（税）率を示しております。色がついた箇所が料率改定を行った年になります。我孫子、柏、松戸、船橋、野田、浦安の6市が過去5年以内に保険料（税）率の変更を行っております。また、表には記載されておりませんが、流山市と鎌ヶ谷市は平成28年度に、市川市は平成27年度に保険料（税）率の変更を行っている状況になっています。

4ページをお開きください。

#### (3) 税率改定の考え方

千葉県から毎年示される標準保険料率は、千葉県へ国保事業費納付金を納めるために必要となる保険税率を示しています。令和5年度の税率改定を検討するに当たっては、令和5年度の標準保険料率を用いる必要がありますが、例年、標準保険料率の確定係数が示されるのが1月末頃となり、仮係数は前年11月中旬から下旬頃に示されます。そのため税率変更案については令和5年度の標準保険料率の仮係数を用いることとします。現在の保険税率を実際に我孫子市で採用している算定方式で示された市町村算定方式標準保険料率に近づけていく必要がありますため、4ページ上段の表で示させていただいたとおり、乖離の大きい支援金分を中心に検討していきます。

#### (4) 税率変更案

市町村算定方式標準保険料率を基に、支援金分の所得割を現行2.75%から3.91%に引上げ、均等割を現行6,200円から9,600円に引き上げます。

#### (5) 税率を変更することによる効果

税率改定案のとおりに税率を引き上げた場合、約1億9,000万円の歳入増が見込める予定です。しかし、先ほど説明させていただきましたとおり、令和5年度の予算編成上では約4億円の赤字が想定されておりますため、約2億円の不足額が生じる見込みとなります。

なお、この不足額については財政課との調整となります。

5 ページをお開きください。

#### (6) モデル世帯の保険税試算

最後に、税率改定をした場合に次の表の6つのモデルケースで各世帯の年税額がどの程度上昇するかを検証します。世帯条件及び所得条件については、別紙の参考資料5を基に構成割合の比較的高い世帯で試算します。

参考資料5を御覧ください。

こちらの表は所得階級別世帯人員別世帯分布表となります。この表から我孫子市の国民健康保険加入世帯の世帯所得の状況や世帯人数の傾向を確認することができます。ここから分かることは、世帯所得については200万円以下の世帯が占める割合が多く、全体の約80%以上を占めております。こちらは未申告世帯を含みます。

次に、世帯人数で見ますと、1人世帯の割合が65%、2人世帯の割合が27.1%となっており、全体の92.1%を占めております。

また、この表の右側から見て分かるとおり、全世帯の約半分(47%)が所得の少ない世帯に対する法定軽減の適用世帯となっております。

こちらの表からモデルケース①～⑥をつくらせていただいたのですが、まずモデル①～④に関しましては、世帯条件が1人世帯、年齢が40歳～64歳以上、所得条件が①から順に0円、59万円、85万円、200万円となっております。モデルケース①～③に関しては、法定軽減の適用世帯として7割、5割、2割となっております。モデルケース⑤の世帯条件としまして、2人世帯(夫65歳以上、妻65歳未満、年金所得のみ)、所得条件に関しては夫が250万円、妻が100万円となっております。モデルケース⑥としましては、3人世帯(夫40歳以上、妻40歳未満、子15歳)の子育て世帯となっております。所得条件は夫300万円、妻100万円となっております。

こちらのモデルケースを試算しました結果が下の表となっております。左から現行の税率での年間税額、真ん中が税率改定を行った場合の年間税額、右側が現行と税率改定を行ったときの差分となります。モデルケース①から順に、現行との差が1,000円、3,500円、7,600円、2万1,600円、3万7,400円、4万6,600円の増額が見込まれる予想です。

以上で「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」の説明を終わります。

○会長 ただいま「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」

の説明が終わりました。これより質疑応答に移させていただきます。

それでは御質問等のある方は挙手をお願いします。

○委員 ちょっと勉強しまして、受益者が負担する保険料と税金をどれぐらい投入したらいいのかというときに、介護保険は半分が社会全体で支えているということで、半分税金使っていていいということになっているんですよね。実際の65歳以上の介護保険料が23とか、40～64歳の介護保険料が27で、5割は保険料の負担となっているのですけれども、こちらの国民健康保険はそういう指針みたいなものはないのでしょうか。

○会長 ただいまの件につきまして事務局はいかがですか。

○事務局 今、介護保険のほうのお話だったのですが、国民健康保険でも、図があればと思うのですが、公費というか、税金というものはかなりそこにつき込まれています。図面で見たほうがよろしいかなと思うのですが……。

○委員 半分は税金で使っていていいよとか、そこまではないんですよね、多分。

○事務局 国保の場合は、こういった予算の形になっているのですが、こちらのほうは財政安定化支援事業など、こちらには保険料の部分の補填分としてこういうものがあります。こちらのほうに高額医療費負担金、法定外の繰入金などというも含めた分の保険料関係が5割で、こちらの5割というのが国からの調整交付金であるとか定額の負担金であるとか、こちらは補助金関係でやはり5割。

○委員 税金とは違うのですか、これは。

○事務局 補助金ですので税金というような形になります。

○委員 例えば企業の健保組合というのは高齢者のために上納されていますよね。

○事務局 国保の方も、健保の方から前期高齢者交付金の分として納められてきている部分もあります。それはここの部分に入るわけです。保険料以外の部分での公費というか税金、国とか県に入っているところの税金が同じように国保の予算につき込まれてきているということになります。

○委員 分かりました。何でそんな質問をしたかという、国民健康保険で赤字の部分は受益者がどれぐらい負担すべきかということだと思うので、100%受益者が負担するというのが一番端の考えで、そうじゃなくて介護保険と同じように広く社会全体で負担してあげようと。特に国民健康保険の場合は、サラリーマンを退職して私のように入る人もいますよね。サラリーマンのときの企業の健康保険ではあまり使っていなかったけれども、やはり年齢が高くなると使うわけですから、収支が悪化するとか赤字化するの

はある意味やむを得ない状況なので、それは社会全体で負担していくという方向はあるべき姿じゃないかなと僕は思っていて、そうだとするとどの程度……、介護保険みたいに5割・5割というふうにちゃんと決められていればスムーズに保険料が決まるのですが、こういうふうに一方で税金をあまり使っちゃいけないみたいな意見もあると非常に困ってしまうので、そういう指針があればいいなと思ってお聞きただけでございます。ありがとうございました。

○部長 今、委員から頂いた御質問につきましては、ほかの委員の方たちにも分かるように説明しなければいけないと思いますので、少し説明をさせてもらってよろしいですか。

○会長 お願いします。

○事務局 引き続きまして保険税担当の黒江です。

参考資料の3を見ていただいてよろしいでしょうか。あくまで具体例にはなるのですが、イメージとして表の左上のほうを見ていただくと、医療給付費等が例えば1,000億円だった場合に、市のほうで負担する納付金額の総額のほかに公費だったり、前期高齢者交付金、もちろんこの税金が入って、その中で割り当てられたものの中で、さらに納付金の総額を、それぞれの市で所得水準だったりとか医療費の水準というものを算定して、例えばA市であれば210億円、B市であれば100億円、C市であれば40億円というような形で県のほうには払ってくださいねというある程度の基準が示されている形になっております。公費と納付金の総額の割合に関してはデータを持ってなくて申し訳ないのですが、イメージとしてはこんな形になっております。以上です。

○委員 ということは、先ほどの介護保険の5割・5割みたいな割合で、実際に35%なのかどうか分からないけれども、そういうものは決まっているわけですね。

○事務局 そうです。

○委員 だとすれば、数学的にこれぐらい足りないから、これぐらい上げざるを得ないということは出ますよね。例えば赤字額が100だとして、35%は保険料で負担してもらわなきゃいけないと。そうなる则ちこれぐらい上げざるを得ないと自動的に決まる話なんじゃないですか。

○事務局 こちらのほうで納付金の総額を決定して、それを市町村に割り当てるというような形になってきますので、足りない分を納めるには、これだけの標準保険料率が必要になってきますよという提示がされるという形になります。

○委員 分かりました。

○会長 ほかに御質問はありませんか。——よろしいでしょうか。

質問がないようですので、質問はここで打ち切らせていただきます。

ここで皆様の御意見を伺いたいと思います。御意見のある方からお伺いしたいと思いますが、ある方は挙手をお願いします。

委員、いかがでしょうか。

○委員 今のところないです。

○会長 ほかの方もないでしょうか。

○委員 今、事務局の説明もありましたが、法定内の繰入れと法定外の決められた数字、負担割合等、その部分の定められたもの以外に不足するものを今回一般財源という税金のほうから国保会計に繰り入れるという御説明ですよね。ざっくりですけれども、見込みですと4億ほど不足するという中で、基本的には法定外繰入れと一般財源、これは先ほど事務局から説明があったように、社会保険加入者などは二重の負担という部分も懸念がありますので、完結したいという考え方でいらっしゃると思うのですね。ただ、現状不足するという実態を見ていくと、事務局の説明の中で一部負担割合を上げざるを得ないというふうに捉えました。その中で、一遍に上げると、今、物価高とかいろいろな状況で社会情勢も負担が強いられている現状の中では、やはり国保の部分だけ値上げして賄うというのは、負担が一気に来るというところから、一部に抑えたいという考え方があるのだろうと思います。

結論から申しまして、事務局の案としても理解できます。選択肢として、値上げがなくいけるということであれば4億不足しますから、県から借り入れなくてはならないという現実が突きつけられるのだろうと思います。そうなると今度は返済計画を立てていくということで、なかなか制度としても見通せないし、事業の安定運営が基本的にはできなくなるのかなというところから見ますと、かなり苦しい市の立場というのも理解できますので、私としては事務局案についてはある程度理解できる、やむを得ないかなというふうに思っている次第です。以上です。

○会長 ありがとうございます。

○事務局 委員、御意見ありがとうございます。先ほどの委員からのお話も恐らく、税率を上げるのであれば必要な額はしっかりと上げたほうがいいんじゃないかというようなお考えで、そのあたりのパーセンテージ的なものから割り出せばいいだろうと。それは実際必要なものなのだから、それに対してしっかりと上げていくべきだろうというようなお考

えをお伝えになられたのかなと私は理解したのですけれども、そういったものも御意見として正しいものだと私は受け止めております。

ただ、今の大変な状況といいますか、社会的な関係がある中で、委員からもお話がありましたように、物価の高騰があったりとか、社会情勢がかなり不安定な中、国保の被保険者の方々というのは年金でお暮しになられている方々もいらっしゃいますので、その方々にとっては物価が上がったりということはかなり痛手になるのではないのかなということも私どもは考慮しながら税率の改定案を試算させていただきました。こういった中で皆様の御意見を頂ければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長 議題1に関しましては諮問案件ですので、皆さんの意見を取りまとめたいと思いますが、その前に本日欠席されている委員の御意見を報告します。事務局からお願いします。

○事務局 本日欠席されている委員から書面で表決書を頂いております。本日はお二人欠席ですけれども、お二人とも御意見はございませんでした。以上です。

○会長 ここで事務局が皆さんの意見を取りまとめますので、少しお時間を頂きたいと思っております。

○事務局 事務局のほうで答申（案）を取りまとめたいと思います。ちょっとお時間を頂きたいと思うのですけれども、答申（案）をまとめるに当たりまして確認させていただきたいのは、今、委員、委員から御意見を頂きました。ほかの委員からも特に異論というものが出なかったと思いますので、この諮問（案）のとおり、引き上げることが適当であるというような内容で答申（案）を作成することでよろしいでしょうか。ちょっと確認させていただきたいと思います。

○会長 よろしいですか。——はい。

○事務局 それでは、答申（案）を取りまとめてきますので、しばしお待ちいただければと思います。申し訳ございません。

それでは、10分程度お時間を頂ければと思います。35分目安に戻ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○会長 お願いします。

（答申（案）調整）

○会長 それでは、今回示されている保険税の改正（案）について、御承認いただけるかどうかを皆様に再度お諮りしたいと思います。

ただいまの事務局の説明のとおり、保険税率を改定するということに対して承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○会長 ありがとうございます。

本日欠席されている委員の表決内容を御報告します。事務局からお願いします。

○事務局 本日欠席されているお二人からも表決内容は承認でございます。

それでは、お手元に配りました答申（案）を確認させていただきたいと思います。

読み上げます。

#### 国民健康保険税の税率等の改定について（答申）

令和5年1月23日付け、健国第1872号をもって諮問のありました国民健康保険税の税率等の改定について、諮問の趣旨を踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

##### 1. 税率等の改定について

本市の国民健康の財政状況を踏まえて、原案のとおり改定することが適当であると判断する。

###### 【原案】

- ア 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額を
  - 2. 75%から3. 91%に改定すること
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額を
  - 6, 200円から9, 600円に改定すること

##### 2. 改定時期について

本市の国民健康保険財政の状況を踏まえて、原案のとおり改定することが適当であると判断する。

###### 【原案】

令和5年4月1日から改定する

以上でございます。

○会長 それでは案のとおり答申をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

答申書の内容に関しましては、事務局を通じて市長に報告することとなりますので御了承ください。

## 2. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものがございますか。

○部長 皆さん、本日はありがとうございました。休憩中に委員から御質問を受けたことがありましたので、その点について皆様にも共有させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○会長 お願いします。

○部長 まず、この国民健康保険運営協議会という組織につきましては、国民健康保険の運営に関して必要な意見の交換や調査、審議、さらに市町村長への意見の具申等を行うために市町村に設けられたものが、こちらの運営協議会になります。私たちのほうで今の国民健康保険の状況をお話しさせていただいて、料率を上げないと市の財政そのものがうまく回っていかないというところから、今回この協議会に私たちのほうで案としてこのぐらいの額を上げたいと思うのだけれどもというふうな形での諮問をさせていただきました。委員の皆様は、ある意味、国民健康保険の対象者の方たちの代表でもあります。そういった方たちを代表して、皆さんにどうでしょうかというふうな投げかけをさせていただいて、それに対して皆さんの御意見を頂いた。この委員を通しての見解というものの回答を頂きましたので、これを基に私たちのほうは、これから3月の議会に今回の上げ幅も含めて議案として上程させていただくということになります。ですから今の段階では、この額で通るのかということは、議会の決定を頂けないと決まらない状況になります。万が一否決ということになれば、これそのものが通らなくなってしまうということになるのですけれども、この国民健康保険運営協議会の位置づけというものはかなり重いものになっています。本来であれば条例等を改正する場合にはパブリックコメントを実施しなければならないところなのですけれども、国民健康保険運営協議会があるようなものに関しましては、パブ

リックコメントは実施しなくても、こちらのほうの判断で諮問してもらって構いませんよということになっておりますので、皆様の御意見は重要なものとして私たちも受け止めさせていただいて、今回の内容についてきちんと議会にも報告させていただいて、私たちが提示させていただいた金額の税率の変更が通るかかどうかというところを、これから審議していただくようになります。私たちが皆様に提示させていただいた案の段階になりますので、これから3月議会で一部改正の案という形で再度上程させていただくこととなります。

委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○部長 ありがとうございます。

○会長 ほかにございませんか。

ないようですので、議題につきましてはこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

### 三 閉 会

○会長 以上をもちまして、令和4年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局 会長並びに委員の皆様、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

なお、令和4年度第3回我孫子市国民健康保険運営協議会の開催は2月中旬を予定しています。開催希望日についてのアンケートを配付させていただきますので、後日御回答をお願いします。

今後ともよろしく申し上げます。本日は大変お疲れさまでした。

午後7時49分閉会